

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月29日

【会社名】 株式会社ビューティガレッジ

【英訳名】 BEAUTY GARAGE Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 野村 秀輝

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区桜新町一丁目34番25号

【電話番号】 03-5752-3897

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理グループ統括責任者 伊藤 雅之

【最寄りの連絡場所】 東京都世田谷区桜新町一丁目34番25号

【電話番号】 03-5752-3897

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理グループ統括責任者 伊藤 雅之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年7月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年7月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 5.60円 総額 33,463,332円

ロ 効力発生日

平成28年7月28日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、定款第2条(目的)を変更するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監査体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(3) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条第2項を変更案第23条第2項のとおり変更するものであります。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第27条として新設し、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)を削除するものであります。加えて、基準日等に関する規定を整備するものであります。

(5) 役付取締役について、取締役副社長を廃止するとともに、経営体制の一層の強化と充実を図るべく、新たにCFO、CIOの選任を可能とすること等を目的として、現行定款第21条第2項を変更案第20条第2項のとおり変更するものであります。

(6) その他、条文の新設や削除に伴い必要となる条数の変更その他字句の修正等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

野村秀輝、供田修一、野村貴久および樺島義明を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

恩田英夫、緒方大助、内田久美子(戸籍名:宮本久美子)を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

山本陽一を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を「年額16,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）」と定めるものであります。

第7議案 監査等である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を「年額2,000万円以内」と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	32,950	22	0	(注)1	可決 95.50
第2号議案 定款一部変更の件	32,950	22	0	(注)2	可決 95.50
第3号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く。）4名選任の件					
野村 秀輝	32,932	40	0	(注)3	可決 95.45
供田 修一	32,932	40	0		95.45
野村 貴久	32,932	40	0		95.45
権島 義明	32,932	40	0		95.45
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
恩田 英夫	32,911	61	0	(注)3	可決 95.39
緒方 大助	32,919	53	0		95.41
内田 久美子	32,919	53	0		95.41
第5号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件					
山本 陽一	32,926	46	0	(注)3	可決 95.43
第6号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く。）の報酬等の額 設定の件	32,877	95	0	(注)1	可決 95.29
第7号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額設 定の件	32,889	83	0	(注)1	可決 95.32

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。